リ　第七条第一項第一号イ(6)に掲げる医薬品　二万六百円
ヌ　第七条第一項第一号イ(7)及び(9)に掲げる医薬品（ヲに掲げるものを除く。）　二万六百円
ル　第七条第一項第一号イ(8)及び(10)に掲げる医薬品（ヲに掲げるものを除く。）　二万六百円
ヲ　ヌ及びルに掲げる医薬品に係る法第十四条の七の二第一項（法第十九条の四において準用する場合を含む。）の確認の申請（以下この条において「確認申請」という。）をした者が、当該確認申請をした日から一月以内に当該確認申請に係る医薬品と名称のみが異なる医薬品に係る確認申請をする場合における当該医薬品　二万六百円
ワ　第七条第一項第一号イ(11)から(13)までに掲げる医薬品（カに掲げるものを除く。）　二万六百円
カ　ワに掲げる医薬品に係る確認申請をした者が、当該確認申請をした日から一月以内に当該確認申請に係る医薬品と名称のみが異なる医薬品に係る確認申請をする場合における当該医薬品　二万六百円
ヨ　専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品　二万六千七百円
二　医薬部外品についての確認　イからホまでに掲げる医薬部外品の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める額
イ　医薬部外品（ロからホまでに掲げるものを除く。）　一万九千七百円
ロ　イに掲げる医薬部外品に係る確認申請をした者が、当該確認申請をした日から一月以内に当該確認申請に係る医薬部外品と名称のみが異なる医薬部外品に係る確認申請をする場合における当該医薬部外品　一万九千七百円
ハ　防除用医薬部外品（ニ及びホに掲げるものを除く。）　二万六百円
ニ　ハに掲げる医薬部外品に係る確認申請をした者が、当該確認申請をした日から一月以内に当該確認申請に係る医薬部外品と名称のみが異なる医薬部外品に係る確認申請をする場合における当該医薬部外品　二万六百円
ホ　専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬部外品　一万四千七百円
三　化粧品についての確認　一万九千七百円
（動物用医薬品及び動物用医薬部外品の承認された事項に係る変更計画の適合性確認に係る手数料の額）
第九条の三　法第七十八条第一項第九号の二に掲げる者（法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条の七の二第三項（法第十九条の四において準用する場合を含む。）の確認を受けようとする者に限る。）が法第七十八条第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、一万二千百円とする。
2　前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条の七の二第三項（法第十九条の四において準用する場合を含む。）の確認につき、農林水産大臣が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第十四条の七の二第四項（法第十九条の四において準用する場合を含む。）の規定による実地の調査を行うため、当該職員を、当該調査を行う施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
一　職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
二　八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
3　第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。
第十九条第一項中「第二十三条の二十二第五項」を「第二十三条の二十二第七項」に、「法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項」を「法第七十八条第一項」に改める。
第二十条第二項中「第二十三条の二十二第三項」を「第二十三条の二十二第四項」に、「第二十三条の二十二第五項」を「第二十三条の二十二第七項」に改める。

第二十一条第一項中「第二十三条の二十二第六項」を「第二十三条の二十二第八項」に改め、同条第二項及び第三項中「第二十三条の二十二第六項」を「第二十三条の二十二第八項」に、「第二十三条の二十二第五項」を「第二十三条の二十二第七項」に、「法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項」を「法第七十八条第一項」に改める。
第二十二条第一項第二号中「第二十三条の二十五第九項」を「第二十三条の二十五第十一項」に改め、同条第二項中「同条第九項」を「同条第十一項」に、「に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される」を「に係る」に改める。
第二十三条第一項中「同条第九項」を「同条第十一項」に、「含む。）の」を「含む。）又は第八項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の」に改め、同条第二項中「同条第九項」を「同条第十一項」に、「含む。）の」を「含む。）又は第八項（法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の」に、「法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項」を「法第七十八条第一項」に改める。
第二十四条の次に次の二条を加える。
（再生医療等製品の承認された事項に係る変更計画の確認に係る手数料の額）
第二十四条の二　法第七十八条第一項第二十五号の二に掲げる者（法第二十三条の三十二の二第一項（法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）の確認を受けようとする者に限る。）が法第七十八条第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる確認の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一　再生医療等製品についての確認（次号に掲げるものを除く。）　二万八千四百円
二　専ら動物のために使用されることが目的とされている再生医療等製品についての確認　二万六千七百円
（動物用再生医療等製品の承認された事項に係る変更計画の適合性確認に係る手数料の額）
第二十四条の三　法第七十八条第一項第二十五号の二に掲げる者（法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三十二の二第三項（法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）の確認を受けようとする者に限る。）が法第七十八条第一項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、一万二千百円とする。
2　前項に規定する者に係る法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三十二の二第三項（法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）の確認につき、農林水産大臣が、法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三十二の二第四項（法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）の規定による実地の調査を行うため、当該職員を、当該調査を行う施設の所在地に出張させる必要があると認める場合における前項に規定する者に係る法第七十八条第一項の政令で定める手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、次に掲げる額の合計額を加算した額とする。
一　職員二人が当該出張をすることとした場合における旅費相当額
二　八万六千三百円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額
3　第四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。
第二十五条第一項中「第四十条の二第四項第一号」を「第四十条の二第五項」に、「法第七十八条第一項」を「法第七十八条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項」に改め、同条第三項中「第四十条の二第四項第一号」を「第四十条の二第五項」に、「法第七十八条第一項」を「法第七十八条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項」に改める。
第二十六条第一項中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に改め、同条第二項中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に、「第四十条の二第四項第一号」を「第四十条の二第五項」に、「法第七十八条第一項」を「法第七十八条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項」に改め、同条第三項中「第四十条の二第四項第一号」を「第四十条の二第五項」に、「法第七十八条第一項」を「法第七十八条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項」に改める。
第二十七条第一項中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に改め、同条第二項中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に、「第四十条の二第四項第一号」を「第四十条の二第五項」に、「法第七十八条第一項」を「法第七十八条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項」に改める。
第二十八条第一項中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に改め、同条第二項中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に、「第四十条の二第四項第一号」を「第四十条の二第五項」に、「法第七十八条第一項」を「法第七十八条第一項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第一項」に改める。